

写真撮影報告書 2

平成 19 年 8 月 20 日

原告ら訴訟代理人弁護士 石本伸晃

第 1 写真撮影の日時、場所、目的

- 1 日時 平成 19 年 8 月 20 日
- 2 場所 区画街路 10 号線の交通広場の外縁の「車道」とされている部分及びその周辺
(各撮影場所及び撮影方向は、別紙図面の番号及び矢印のとおり)
- 3 目的 区画街路 10 号線の交通広場の「車道」(外縁部分)が、現況道路の一部であることを立証するため。

第 2 写真撮影の結果

- 1 写真 1～21 のとおり、区画街路 10 号線の交通広場の外縁部分の「車道」とされている部分は、現況道路(区の認定道路)の一部である。
- 2 したがって、同部分は、区画街路 10 号線の交通広場に含まれているものの、区画街路 10 号線の完成後も、交通広場として使用されるのではなく、区の認定道路として、現在と使用形態、機能において、まったく変わらないものである。

以上

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真 9



写真 10



写真 11



写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16



写真 17



写真 18



写真 19



写真 20



写真 21



